

令和7年度秋田県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和7年度秋田県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金（以下「補助金」という。）は秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）、令和7年度秋田県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）及び秋田県健康福祉部長寿社会課関係補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員の職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援に必要な経費を都道府県が補助すること及び都道府県が当該賃上げ支援等に向けた取組を行うために必要な経費を補助することにより、職員の離職の防止・職場定着の推進に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、県実施要綱3（1）に定める対象事業所を運営する法人を対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる（1）の数に（2）、（3）を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（1）一月当たりの介護報酬総単位数（原則として令和7年12月（1月審査）分とするが、令和8年1月以降に新規開設された場合や、他の平常月と比較して著しく低い場合等については、補助対象者の判断により、令和8年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。）

（2）1単位の単価

（3）県実施要綱の別紙1表1、表2及び表3「サービス区分」欄のサービスごとに、同表「交付率」欄に掲げる率

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(申請手続)

第6条 財務規則第247条の規定によりこの補助金の交付を申請する者は、様式第1号による申請書を知事に提出するものとする。

- 2 前項による申請書を提出する際に、県実施要綱の別紙様式2による介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書を添付するものとする。

(変更手続)

第7条 補助対象者は、補助金交付決定後に追加交付申請を行う場合、又は事業計画の変更に伴い減額申請を行う場合（介護報酬単位数の減に伴う減額変更を除く）には、様式第2号による変更申請書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 知事は、第6条による申請手続又は第7条による変更手続があったときはその内容を審査の上、適当と認めた場合は、交付すべき額の交付決定を行い、財務規則第250条の規定により交付決定の通知をするものとする。

(概算払い)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、財務規則第255条の規定により実績報告をする

きは、様式第6号による実績報告書及び県実施要綱の別紙様式3による介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書を別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 知事は、財務規則第256条の規定により、交付すべき補助金等の額を確定したときは、補助対象者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(調査)

第12条 知事は、補助事業の実施に関して、補助対象者に対し、報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 知事は、補助対象者が補助金の要件を満たしていないと判断したときは、既に交付された補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号

秋田県知事 様

法人住所

法人名

法人代表者（職名 氏名）

補助金の交付について（申請）

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金の交付について、
秋田県財務規則第247条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助金の名称 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金

2 補助事業等の種類 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

3 補助金の交付申請額 金 円

4 補助事業等の実施期間

5 添付書類

(1) 交付申請額の内訳書

(2) 県実施要綱別紙様式2 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書

交付申請額の内訳書

| | |
|-----------------|--|
| 補助金の交付申請額（単位：円） | |
|-----------------|--|

※「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書」の基本情報入力シートの「4 補助金の対象事業所に関する情報」と整合をとって入力してください。
※秋田県内に所在する事業所のみ記載してください。（介護予防、短期利用型等についても忘れずに入力してください。）

| | 介護保険事業所番号 (半角数字 10桁) | 事業所名 | サービス名 | 交付対象月 | サービス コード |
|----|-------------------------|------|-------|-------|-------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |
| 21 | | | | | |
| 22 | | | | | |
| 23 | | | | | |
| 24 | | | | | |
| 25 | | | | | |
| 26 | | | | | |
| 27 | | | | | |
| 28 | | | | | |
| 29 | | | | | |
| 30 | | | | | |
| 31 | | | | | |
| 32 | | | | | |
| 33 | | | | | |
| 34 | | | | | |
| 35 | | | | | |
| 36 | | | | | |

変更申請の内訳書

| | | | |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 補助金の交付申請額 | 変更前 (円) | 変更後 (円) | 増減 (円) |
| | 円 | 円 | 円 |

| | 事業所名 | 介護保険 事業所番号 | サービス区分 | 補助基準額 | | |
|----|------|---------------|--------|------------|------------|-----------|
| | | | | 変更前 (円) | 変更後 (円) | 増減 (円) |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 合計 | | | | 0円 | 0円 | 0円 |

